

～トップが決意を持って、長時間労働の削減に向けた取組を推進しましょう。～

毎年11月は「**過労死等防止啓発月間**」です。  
同月間に「**過重労働解消キャンペーン**」を実施します。

過労死等防止対策推進法では、国民の間に広く過労死等を防止することの重要性について自覚を促し、これに対する関心と理解を深めるため、毎年11月を「**過労死等防止啓発月間**」と定めています。

国民一人ひとりが自身にも関わることとして過労死等とその防止に対する理解を深めて「**過労死ゼロ**」の社会を実現しましょう。

### 三重労働局の取組内容

#### 1 ベストプラクティス企業への職場訪問

三重労働局長が長時間労働の削減など過重労働解消に向けて積極的に取り組んでいる企業（ベストプラクティス企業）を訪問し、従業員の皆さんと意見交換を行います。

#### 2 全国一斉の無料電話相談

令和2年11月1日（日）、「過重労働解消相談ダイヤル」（フリーダイヤル：0120-794-713）を開設し、都道府県労働局の担当官が相談に対応します。

#### 3 取組要請、周知・啓発

長時間労働削減に向け、労働組合や使用者団体に対し、取組を要請するとともに、使用者団体には「しわ寄せ」防止の働きかけも行います。

また、リーフレットの作成、ホームページの活用等により、過労死等防止啓発の趣旨やキャンペーンの内容を広く周知・啓発します。

#### 4 重点監督の実施

長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場や若者の「使い捨て」が疑われる企業など過重労働が懸念される事業場に対し、重点監督を実施します。

#### 5 「過労死等防止対策推進シンポジウム」の開催（厚生労働省委託事業）

過労死等を防止することの重要性について、国民の関心と理解を深めるため、シンポジウムの開催を予定しています。積極的なご参加をお願いします。

過労死等防止対策推進シンポジウム	
開催日時	令和2年12月1日（火）13：30～15：45
開催場所	松阪商工会議所 大ホール
定員	50名程度（事前申込制）
参加料	無料
申込方法・内容	詳細が決まり次第 下記ホームページにて発表します。 <a href="https://www.p-unique.co.jp/karoushiboushisympo/">https://www.p-unique.co.jp/karoushiboushisympo/</a> 「過労死等防止対策推進シンポジウム」で検索してください。 〔 受託者：（株）プロセスユニーク 〕

